

休業協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の休業・営業時間短縮協力要請にご協力いただいた事業者の皆様に対し協力金を交付します。

休業開始に間に合わず、愛知県の支給対象にならなかった場合は、町独自の協力金を交付します。

対象者	①～③のすべてに該当し、本店所在地、住所が豊山町の方 ①愛知県内に本店や主たる事業所がある法人か、町内に住所がある個人事業主 ②中小企業、小規模事業者、個人事業主、農業法人、NPO法人、社会福祉法人 ③休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業主	
支給額	県協力金	50万円
	町協力金	25万円
休業・営業時間短縮期間	県協力金	4月17日(金)～5月6日(水・祝) 4月17日(金)は準備期間として営業実績があっても可
	町協力金	4月29日(水・祝)～5月6日(水・祝) 4月29日(水・祝)は準備期間として営業実績があっても可
申請期間	6月30日(火)まで	
必要書類	申請書、誓約書、営業活動・実績が分かる書類、休業または営業時間の短縮の状況が分かる書類、振込先が分かる書類 ※簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、次の宛先まで送付してください	
申込み・問合せ	〒480-0292 (所在地記載不要) 豊山町 産業・都市政策課 ☎28・0944 愛知県・豊山町市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金担当 宛	

傷病手当金制度

新型コロナウイルス感染症による給与補償として傷病手当金制度を創設しました。

対象者	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方で新型コロナウイルス感染症に感染したか、その疑いがあり、勤務できなかつたことにより給与の一部又は全部が支給されない方
支給額	支給月の前月から直近の3か月間の給与を基に計算した日額の3分の2相当額(上限があります)を勤務ができなかつた日数分支給します。 ただし、給与が支払われている場合は、給与との差額を支給します
対象期間	1月1日から9月30日(入院が継続する場合は最長1年6か月まで)
申請方法	指定の様式がありますので、事前に電話でご相談ください。
問合せ	保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

休業や失業等による資金の緊急貸付

愛知県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様に次表のとおり、緊急小口資金などの生活福祉資金貸付制度を実施しています。

○一時的な資金が必要な方(主に休業された方)

【緊急小口資金】

	特例措置
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限額	特例の場合：20万円以内 その他の場合：10万円以内
措置期間・償還期限	措置期間：1年以内 償還期限：2年以内
貸付利率	無利率

○生活の立て直しが必要な方(主に失業された方)

【総合支援資金】

	特例措置
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間：原則3月以内
措置期間・償還期限	措置期間：1年以内 償還期限：10年以内
貸付利率	無利率

▶申込み・問合せ 豊山町社会福祉協議会 ☎29・0002